

00399

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第三百一號

産婆登録名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十七年五月二十二日

鳥取縣知事

土肥米之

前住所 鳥取市御弓町四四番地

新住所 鳥取市立川四丁目二四ノ一番地

昭和十七年五月十二日轉住ニ依リ名簿訂正方

出願同月同日訂正

高木シヅエ

鳥取縣告示第三百二號

僻陬地醫師出張村補助規程左ノ通定ム

昭和十七年五月二十二日

鳥取縣知事

土肥米之

僻陬地醫師出張村補助規程

昭和十七年五月二十二日
第千三百三十五號

金曜日

本書ノ製本サハ國定規格A5判

第一條 診療所ノ開設ナキ僻陬地方ニ診療機關ノ普及ヲ圖ル目的

ヲ以テ醫師ノ出張管理スル診療所（以下單ニ診療所ト謂フ）

ヲ開設スル村ニ對シ本規程ノ定ムル處ニ依リ毎年度豫算ノ範

圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ設備スル診療所

ニ付之ヲ交付スルモノトス

一 診療所ハ村長之ヲ開設シ醫師之ヲ管理スルコト（以下前

者ヲ開設者後者ヲ管理者ト謂フ）

二 管理者ハ毎月十日以上（一日四時間以上トス）其ノ管理

スル當該村民ノ疾病治療ニ従事スルコト

三 開設者ハ關係管理者ト協議シ一年ヲ通ジ村民ノ疾病豫防

並健康増進及体力向上ニ關スル施設ヲ講ズルコト

四 診療所ニハ常時保健婦、看護婦若ハ助産婦ヲ勤務セシム

ルコト

五 診療所ニハ醫療用器具機械、電話其ノ他通信機關及車馬

其ノ他交通機關ヲ整備スルコト

第三條 開設者補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ毎年二月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル僻陬地醫師出張村補助申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ

- 一 開設者ノ住所及氏名
 - 二 診療所名稱及所在地
 - 三 管理者住所及氏名
 - 四 診療所ノ管理方法
 - 五 診療開始ノ時
- 前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 管理者及保健婦、看護婦若ハ助産婦ノ履歴書並其ノ資格證書
 - 二 開設者ト管理者トノ間ニ締結セシ契約書寫
 - 三 診療所開設ニ關スル村會決議書寫
 - 四 醫療器具機械其ノ他備品ノ名稱及數量ヲ記載スル臺帳寫
 - 五 診療所ノ位置及最寄診療所トノ間隔ヲ示ス五萬分ノ一ノ地形圖
 - 六 縮尺六百分ノ一ノ診療所敷地、建物ノ配置及其ノ周圍十間以内ノ見取圖並建物ノ間取圖
- 知事第一項ニ定ムル申請ヲ承認シタル場合ハ開設者ニ對シ指令書ヲ交付ス

第四條 前條補助金ノ額ハ一箇月ニ付金參拾圓以内トシ補助金ノ交付申請アリタル月ノ翌月ニ於テ開設者ニ之ヲ交付ス 但シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ月ノ補助金ハ之ヲ交付セザルコトアルベシ

- 一 管理者ノ職務ガ第二條第二號ノ期間ニ滿タザルトキ
 - 一 第五條ニ掲グル手續ヲ履行セザルトキ
- 一 第七條第二項ノ届出ヲ爲サズ同條第一項ニ定ムル期間ヲ經過シタル補助金交付申請書ヲ提出シタルトキ
- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル開設者第三條第一項各號並第二項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ若ハ診療所ヲ休止又ハ廢止セントスル場合ハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六條 診療所ニハ別紙様式一ニ定ムル勤務日誌ヲ備ヘ管理者及保健婦、看護婦又ハ助産婦ノ勤務狀況ヲ記載スベシ
- 第七條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル開設者ハ前條ノ日誌ニ基キ毎月十日迄ニ管理者ガ前月中ニ取扱ヒタル診療其他ノ施設事項ヲ別紙様式二ニ依リ作成シ補助金下付申請書ニ添ヘ知事ニ提出スベシ
- 開設者前項ニ定ムル期間内ニ申請書ヲ提出シ能ハザル場合ハ豫メ其ノ事由ヲ知事ニ具申スベシ

第八條 知事必要アリト認ムルトキハ開設者ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 第二條第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル事項ノ變更
- 一 第三條第一項第四號ニ掲グル事項ノ變更
- 一 開設者ト管理者トノ間ニ締結セシ契約事項ノ變更
- 一 補助金ノ一部返還

第九條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル開設者ニシテ其ノ村内ニ他ノ醫師ノ常住スル診療所ヲ開設スルニ至リタルトキハ知事ハ年度ノ中途ニ在リテモ補助金交付ノ指令ヲ取消スコトアルベシ

第十條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

附 則

本規程ハ昭和十七年五月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中毎年二月末日迄トアルハ昭和十七年ニ限り六月三十日迄トス

診 療 人 員 報 告

様式ノ一

管理者其ノ他職員勤務日誌

月 日	管理 者 其 他 職 員 之 別	取 扱 事 項

様式ノ二

提出年月日

開設者住所 氏 名

知 事 宛

僻陬地醫師出張村補助金下付申請書

一金 圓也

右ハ昭和 年 月分 郡 村補助金御下付相成度此段申請候也

計	自村	他村	病類	
			病名	別類
			病類	傳染定法
				「ヲ」「ヤリ」「ラ」「マ」「ル」「イ」 狂及病「氏」病水
			病性	新及病身全 病謝代陳
				ニ育發及養築 病諸ルス關
				ノ肉筋及膚皮 病諸
			病諸ノ節關及骨	
			病諸器行血	
			器官五及經神 病諸	
			ム」ホラト	
			病諸器呼吸	
			呼性核結 再 病器 吸 掲	
			器化消及毒中 病諸	
			器殖生尿泌 病諸	
			傷外	
			他ノ其	
			計	
			要摘	

健康増進施設報告

管理者其ノ他職員勤務狀況

計	施設種別	事項ノ實施關係ノ時人員	支出金額	寄附金額	實施方法	摘要

鳥取縣告示第三百三號

宗教團體法施行令第三十六條ノ規定ニ依リ左記佛堂ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院ニ屬スルコトヲ認可セリ
昭和十七年五月二十二日
鳥取縣知事 土肥米之

不動稱	所在	地名	屬稱	所在	地名	院稱	所屬宗派ノ名稱
圓通庵	鳥取市今町二丁目四十八番地	天德	院	鳥取市湯所町五十五番地		曹洞宗	
不動堂	鳥取市川外大工町七十番地	最勝	院	鳥取市湯所町三十三番地		眞言宗	

職務狀況及取扱事項	勤務狀況	重要ナル取扱事項
職員別	日數	時間數

最幸堂	地藏堂	五智庵	秋葉堂	觀音堂	大觀堂	藥師堂	辻堂	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
鳥取市瓦町百十六番地	鳥取市東品治町二百二十七番地 鳥取市覺寺四百三十五番地	岩美郡浦富町大字浦富二千九百七十九番地	岩美郡大岩村大字大谷七百九十番地	八頭郡國英村大字釜口千百七十六番地	八頭郡船岡村大字坂田五百六十一番地	同郡丹比村大字北山四百二十番地	同郡同村大字富枝三十一番地	同郡同村大字日田五百八十七番地	同郡下私都村大字上峯寺三十三番地	同郡若櫻町大字若荷谷百八番地	同郡同町大字湯原二百一十番地	同郡同町大字淵見二百三十九番地	同郡同町大字若櫻三百十四番地	同郡同町大字若櫻八百七番地	同郡池田村大字須澄二十五番地	同郡池田村大字大野八十八番地	同郡池田村大字中原六百九十三番地											
妙玄寺	天德寺	同	吉祥院	龍岩寺	大安興寺	多寶寺	祥雲寺	同	同	大樹寺	永雲寺	西方寺	壽覺院	龍德寺	同	同	同											
鳥取市今町二丁目四十七番地	鳥取市湯所町五十五番地	同	岩美郡浦富町大字浦富千七百四十四番地	岩美郡大岩村大字大谷八百五十一番地	八頭郡大村大字鷹狩千百九十五次一第地	同郡大伊村大字殿四百三十三番地	同郡同村大字用呂九百十六番地	同郡同村大字福地四百八番地	同郡若櫻町大字湯原百六十番地	同	同	同	同	同	同	同	同											
法華宗	曹洞宗	同	天臺宗	曹洞宗	眞言宗	曹洞宗	曹洞宗	同	同	同	同	同	同	同	同	同												

鳥取縣公報 第三千三百三十五號 昭和十七年五月二十二日 (第三種郵便物認可) 五

00406

(イ) 額

品目	單位	最高販賣價格	備考
古官報	一貫	八〇	
伸雜誌	同	七〇	

- 一 伸雜誌トハ洋本中ヨリ雜誌ヲ選出シ表紙、色紙、寫眞版、綴金ヲ除去整理シタルモノトス
- 二 本表價格ハ荷造、包裝費ヲ含ミタル賣主店先渡又ハ倉庫渡價格トス
- 三 實施ノ日 昭和十七年五月二十二日
- 四 認可ニ附シタル條件

- 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 二 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第百二十六號

昭和十七年一月鳥取縣告示第二十九號昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程第一條中「昭和十八年度迄」トアルヲ「昭和十九年度迄」ニ改ム

昭和十七年五月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

擴充せられた

國民體力管理制度

該當者は五月三十一日までに
市町村長に届出でを要す

(衛生課)

國民殊に青少年の健康を増進し、其の体力を増強する法律として吾人に關係の深い、世界に比類の無い「國民體力法」が五月一日から根本的に改められて、今年は十五歳以上二十五歳までの男子は残らず、体力検査を受けねばならぬこととなり、また昨年四月一日以後に生れた乳幼児も本法の適用を受けて、体力検査を受けることになった。左にこの改正された、体力法について説明しやう。

◆改正の理由

國民体力の増強が國力の發展に缺くべからざるは言を要しない

00407

ので對つて、國家は今大東亞戰爭完遂の戰時下に國民体力法を改正してその整備強化を圖り、國民体力の増強に邁進しやうとしてゐるのである。

即ち、第一には育年層の体力練成と結核並に花柳病の豫防に、第二には結核其の他の疾病に對する適正なる醫療施設の普及に、第三には我が民族悠久の發展の爲に缺くべからざる乳幼児、妊産婦の保護に重點を置いて國民体力向上に關する綜合策を樹立し、これが實効を擧げるために第一、第三の問題に關聯して、國民体力法を一層整備擴充することとなり、今回の國民体力法改正が行はれたのである。

◆改正の要點

一、被管理者の範圍の擴張

今回の改正で最も主な點は、体力管理の對象である被管理者の年齢範圍を、男子について滿二十五歳まで引上げられたことである。(法第二條)

これは、國民の体力を蝕む最大の原因である結核が、二十歳から二十五歳の間に罹患發病の最高率を示してゐるので、結核対策を考慮に入れて戰時の兵力と平時の勞力との根本的確保を圖るといふ意味に出たものであつて、昨年度の被管理者は十五歳から十

九歳までの男子が管理され、女子や十五歳未満の者が全然未着手であるにも拘らず、本年度からは逆に成年者に及ぶこととなつたのもこの爲である。

依つて今年は大正五年十二月二日から昭和三年十二月一日までに出生した男子が、被管理者として必ず体力検査を受けねばならぬことに定められたのである。だゝ右の内でも、本年徴兵検査を受ける二十歳の者、及び學生生徒で徵集猶豫されて居た者が徴兵検査を受ける場合は依力検査を省略されるのである。即ち、徴兵検査が一回の体力検査の代りとなるわけである。(法第四條第一項但書及令第一條ノ三)

しかしして右の年齢に該當する者は、五月三十一日まで(來年からは四月三十日まで)に必ず、被管理者の居住地の市町村長に提出しなければならぬのであつて、これを怠ると處罰されるから特に注意を要する。

二、被管理者以外の者に對する体力検査

從來は事情の如何を問はず被管理者以外の者に就ては体力検査は施行せられなかつたのであるが、改正に依つて厚生大臣と地方長官とは、國民体力の向上を圖る爲に特に必要ありと認められる場合は、被管理者以外の者に對しても体力検査を受けしめることが出来るやうになつた。(法第六條ノ二)

00408

この場合体力検査は地方長官が市町村長、事業主又は其の他の管理人をして行はしめることが出来るのである。

従つてこの体力検査は女子にも、又二十六歳以上の者にも行はれるが、しかも本條項が定められたのは集團勞務者、結核蔓延地帶其の他不健康地域の住民等の健康保全に重點を置いて、年齢で範圍を定めることによつて生ずる缺點を補正する爲に設けられたものである。

數年來實施せられて來た乳幼児の検診は、本年からこの第六條の二の規定に依る体力検査として採り上げられることとなつたのであつて、即ち昭和十六年四月一日以降に出生した者は男も女もこの体力検査を受けねばならぬことになつたのである。なほこの検査を受けると其の結果を記入した體力手帳が交付されるから、その子が男子なら二十六歳、女子なら二十歳になるまで大切に保存して、醫師の診療を受けた場合、体力検査其の他の法令で身体検査を受けた場合には必ず提示して必要なことがらを記入して貰はねばならぬ。

三、體力検査の充實

体力向上の完壁を期するには、先づその基礎となる体力検査を正確且つ合理的に施行し、眞に權威あるものにしなければならぬのであつて、これが爲に今回改善を加へられた主なる點を擧げる

と次の通りである。

(イ) 集團勞務者には年二回体力検査を行ふこと。(令第一條ノ二規定第二條ノ二) 従來は年一回検査を行つてゐたのであるが、本年度からは生産勞力の確保といふ觀點から、環境的に結核の多い工場、商店等で働く者には年二回検査を行ふこととなつた。

(ロ) エックス線間接撮影を行ふこと。(規則第三十一條) 本年度から体力検査の際には一般検査の内にエックス線の間接撮影又は透視の方法を取入れ、「ツベルクリン」皮内反應を行ふと同時にこの検査を行ふこととなつた。

(ハ) 検査項目の追加、(規則第二十三條第二十七條第三十條) 従來の体力検査の際に検診する疾病異常は、主として結核性疾患花柳病、トラホーム、寄生蟲病、精神病、榮養障碍、脚氣、齒疾及び形態異常であつたが、今回これに精神薄弱、心臟病、腎臟病、痔疾が加はり、また身体計測として學校では坐高の測定を行ふやうになつた。

(ニ) 体力検査期間及び時間の延長、(令第六條規則第十九條) 本年度から体力検査の施行期間が五月一日より十月三十一日まで、(二回検査を行ふ場合には十二月三十一日まで) に改められ、又検査施行の時間は午前八時より午後五時までに改められた、これは体力検査を受ける被管理者の數が増加したのと、エックス線の

00409

間接撮影又は透視を行ふ爲である。

四、體力手帳

体力手帳は個人の健康の履歷簿として、國家も個人も共に國民の体力向上を期する爲に重要な記録たるの使命を果し得るものでなくてはならぬ。

そこで新に内容の充實を期した點を擧げると、

(イ) 各種法令に基く健康診断の結果を手帳に記載すること。

(法第八條第三項規則第四十二條ノ二) 被管理者は單に國民体力法に基く体力検査を受けるばかりでなく、他の法令例へば結核豫防法、トラホーム豫防法等による検診、或は工場法規により検診を受ける場合が屢々あるが、これらの場合に健康診断施行者は、体力手帳を持つてゐるものを検査したときは体力手帳を提示させて、其の人の健康保全上大切なことは漏れなく記載しなければならぬ。

(ロ) 醫師が体力に著しい影響を及ぼすやうな疾病に罹つた者を検診した場合にも、(イ)の場合と同じく其の内容を記載すること。(法第八條第三項規則第四十二條ノ三) になり、又被管理者が所定の疾病に罹つて醫師の診療を受けた場合には、醫師は必ずその結果を体力手帳に記載せねばならぬことになつた。

(ハ) 本人の希望によつて体力に關係ある記事を記載して貰ひ得

ること。(規則第四十五條ノ二) (イ)と(ロ)の事項は必ず手帳に記載すべきものであるが、その外に本人の申出により記載出来ることが新に認められた。即ち、被管理者が保健所や國民体力管理醫其の他地方長官が指定した醫師に依つて受けた健康診断や保健指導の内容、種痘その他の豫防接種または血液検査等の結果或は体力章検定の結果等は、やはり本人の健康を示す記録として記載が許されるわけである。

従つて今後交付される体力手帳は漸次眞實の体力を示す手帳として意義をもつことになり、將來入學、就職、結婚等の際に有力な參考資料として利用されるわけである。なほ体力手帳の保存期間は男子満二十六歳に達するまでに延長されてゐる。

五、検査後の處置

従來体力検査時に管理醫から種々体力向上に關する指導が行はれ、(法第十條) 又体力検査に基き法第十一條第十二條によつて地方長官は被管理者及び其の保護者又は被管理者を使用する者に對して、体力向上に關する指示、結核、花柳病に罹れる者の處置命令や療養指導等を行はしめて來たのであるが、今回の改正に依つて体力検査は勿論、他の法令による身体検査や健康診断を施行された場合に於ても、それに基いて被管理者の必要な指示や處置命令及び療養の指導を知事が命じ得るやうになつたのである。法

第十一條第十二條の指示や處置命令並に療養指導は、被管理者以外の者に對して行はれた検査並に検査の場合に於ても實施せられる。

又、法第十一條、第十二條は体力検査を受けた個人々々を對象として指示や命令が發せられてゐるのであるが、國民はそれらの環境により集團生活をしてゐる爲、個人々々の努力のみによつては、体力向上の實果を擧げるに困難な場合が多く、従つて体力検査の結果、環境の改善、体位向上施設の設置充實、榮養の改善等の必要な場合が生ずるので、法第十二條ノ二、令第二十二條ノ三が追加されて、厚生大臣又は地方長官が公共團體、法人又は其の他の團體に對しても右の如き指示を發し、集團として体力向上に努力させることとなり、國の意圖と一体となつて實効を擧げ得るやう期待されてゐるのである。

◆ 結論

今回の体力管理制度の擴充強化は戰時下の保健對策体系を確立したものであつて、特に体力管理はその根幹となるものであるから、本制度の運営如何は直接健兵健民の成否に至大の關係があるわけである。従つて市町村長、學校長、事業主等直接体力検査事務に當られる人も、醫療保健指導等の醫務に従事せられる管理醫

や其の補助者も、また体力検査を受ける人即ち被管理者も、この制度の目的をよく諒解して共々協力して戴きたいと冀望する次第である。

青年學校生徒及教員

御親閱拜受記念事業

(社會教育課)

青年學校生徒及び教員の御親閱拜受一周年を迎ふるに當り、大東亞戰爭下愈々緊要性を加へたる青年學校教育の飛躍的進展を期する目的を以て左記記念事業を實施し、以て聖慮に應へ奉るの一方途たらしめることとなつた。

- (一) 縣に於て實施すべき事業
- 1 御親閱記念誌刊行

御親閱拜受者の感想文、及び記念寫眞を集録し、廣く關係者に頒布して曠古の盛儀の感激を永遠に記念せんとするもの。

- 2 御親閱拜受記念青年學校生徒鍊成大會開催
- 御親閱拜受の感激を昂揚し、光榮を永久に記念するため、毎年五月二十二日を御親閱拜受記念日と定め、同日を期し縣下青年

學校生徒の代表者を集結し、集團的鍊成行事を實施し、光榮ある青年學徒として意氣の作興を圖る。

- 3 御親閱拜受記念青年學校教育振興大會開催
- 縣下青年學校教育關係者を招集し本縣斯教育の刷新振興に關する研究協議をなし、以て關係者の青年教育報國の熱意を昂揚し御親閱を賜はりし、聖慮に應へ、本縣青年學校教育の劃期的振興を期する。

- (二) 市町村並各學校に於て實施すべき事業
 - 1 御親閱拜受記念日に於て實施すべき記念事業
- 記念日當日各青年學校に於て生徒並に關係者を招集し、記念式及び生徒鍊成行事並に青年教育振興懇談會等の行事を實施し、以て 聖慮の徹底に努める。

- △ 記念行事例
 - (イ) 御親閱拜受記念式
 - (ロ) 青年學校生徒鍊成會
 - (ハ) 青年學校教育振興協議會
 - 2 御親閱拜受記念事業
- 各學校に於て實施中の記念事業を再考究の上、御親閱拜受の光榮を永遠に記念するに適切なる左記事例の如き事業を計畫し、青年學校教育の恒久的發展策を講じ、以て 聖慮に應へ奉る。

△ 記念事業例

- (イ) 獨立青年學校の設置
- (ロ) 記念學校林の造成
- (ハ) 記念報國農場の設置
- (ニ) 記念奉安殿の造營
- (ホ) 記念校舎、校地及修練道場等の建設
- (ヘ) 記念圖書館の設置
- (ト) 學校造營基金の造成
- (チ) 記念貯金の蓄積
- (リ) 教練資材、其他教育資材の擴充
- (ヌ) 生徒鍊成施設の創設

尙、本年は鳥取縣及び鳥取縣青少年團の協同主催の下に、五月二十二日午前十時より、鳥取市公設運動場に於て御親閱拜受記念青年學校生徒鍊成大會並に大東亞戰完遂祈誓青少年團振興大會を開催し、各公私立青年學校生徒代表、男女青年團員代表、少年團員代表、各公私立青年學校教職員並青少年團役職員代表等千六百七十名が參加して分列式、記念式の後、記念行事として講演、合同体操、銃劍術基本訓練、劍道基本訓練等を實施し、終つて鳥取圖書館講堂に於て御親閱映畫を觀覽する。

00412

少國民の軍人援護美談蒐集

提出期間は本月中

(社會課)

少國民の軍人援護精神昂揚に資する目的を以て、昨年軍事保護院に於て少國民の軍人援護に關する美談を蒐集した結果、多數優良な事例があつて有益な教育資料となつたに鑑み、本年度に於ても引き続き少國民美談集を刊行することになつたので、本縣でも次の方法に依り縣下各國民學校から最優秀なもの一名程度を縣へ推薦提出せしめ、縣では更にも其の中から五點程度を選んで軍事保護院へ送り少國民の軍人援護精神の昂揚に資することとなつた。尙ほ、軍事保護院で之を蒐録の上教育資料として各國民學校に配布されることになつてゐる。

一 美談の對象

現に國民學校に在學中の兒童

二 美談の内容

(イ) 軍人、軍屬の遺族、家族、傷痍軍人等の子弟であつて、他の模範となるやうな行爲をなし又はなしつゝある者の實話。

(ロ) 心以外の者であつて軍人の遺族、家族、傷痍軍人等の援護

に關し他の模範となるやうな行爲をなし又はなしつゝある者の實話。

三 推薦の方法

(イ) 學校長は當該兒童の最優秀なもの一名の實話を記録して本月中に縣社會課へ推薦すること。

(ロ) 縣では右推薦の實話の中から、最優秀のもの五點程を軍事保護院に推薦送付する。

四 文体

口語体で讀物風に書くのであるが、實話の範圍を出ないこと。

尙ほ、當該兒童の學年、氏名、年齢は必ず明記すること。

五 原稿枚數

四百字詰原稿用紙十枚以内とすること。

◎文部省推薦兒童圖書

◆ボクハヨイユ

昭一七・一・八

伊勢良夫 畫

定 價 二 十 八 錢

正芽社發行

◆オトモダチ

安 泰 畫

定 價 三 十 五 錢

00413

◎文部省兒童推薦圖書

◆コウマンノ太郎

黒崎義介 畫

昭一七・二・二三

サトウハチロー 文

定 價 四 十 錢

博文館發行

◆金の目銀の目

豊島與志雄 著

昭一七・三・七

定 價 二 四 〇 圓

アルス發行

◆南洋旅行(改訂版)

久保 喬 著

昭一七・四・一〇

定 價 二 八 〇 頁

金の星社發行

◎行旅死亡人

一 發見シタル日時 昭和十七年三月三十一日

二 場所

上磯郡木古内村字大釜谷地内(大釜谷川上流鐵橋ヨリ約十町ヲ距ル國有未開地内)

三 白骨死體ノ狀況

死後推定五箇月位經過全身腐爛シテ白骨ト化シ相貌更ニ不明ナルモ骨格及所持品ニヨリ男性ナルヲ知ル

年 齡 ハ ニ上下共ニ齒ノ附著セザル點ト頭骸骨後部ニ白髮多キ點ヲ綜合觀察シ六十歳以上ト推定ス

四 遺留金品

黒羅紗二重マント一枚、中折帽子一個
現金三圓十五錢着衣ハ腐蝕シ地質編柄等判定不能
五 假埋葬ノ場所
北海道上磯郡木古内村字釜谷共同墓地ニ假埋葬ス
六 取 扱 者 木 古 内 村 長
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

一 本籍、住所、職業、氏名不詳ナルモ推定年齢四十歳ヨリ五十歳位迄ノ男

二 身長五尺五寸位ニシテ後頭殘存部ニ三分割白髮ヲ存シ其ノ他左脚部及左足首ニ筋肉ヲ殘ス外ハ白骨化シ相貌及特徴分明ナラザルモ死後一箇月乃至二箇月ヲ經過セルモノト認ム

三 著衣コットンシャツ上下、白襪袴、赤線入綿布、紺色ジヤンパー、紺色乗馬ズボン、綠色底ゴム綿ノボツコ靴、所持金品ナシ

右三月二十日午前七時三十分頃砂原村大字掛瀨村村追ヨリ約十町ノ砂原岳山麓窪地ニ凍死セルヲ發見假埋葬ニ付ス心當ノ向ハ申出ラルベシ

一 取 扱 者 北海道茅部郡砂原村長
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

00414

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、不詳
- 一 氏名、年齢、職業 福井音吉ト自稱ス推定五十八、九歳位
乞食風ノ男
- 三 人相、相貌、特徴 身長五尺一寸位顔丸ク額廣シ眉毛薄ク
目並鼻低ク口並耳大頭髮白ク薄シ
特徴頭部中央禿ケ顎白シ
- 四 着衣及所持金品 破レタル洋服(形ダケ)破レタルメリヤス
ズボン下一破レタル給一其ノ他所持金品ナシ
- 五 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年二月八日
- 六 死亡年月日 昭和十七年二月十七日午後十時二十分
- 七 死亡別 全身激烈ナル凍傷ニ罹リ身體ノ衰弱ヲ來シタルタメ
- 八 死亡ノ場所 廣尾郡廣尾村字豊似瀆番外地
- 九 假葬月日 昭和十七年二月十九日
- 二 埋葬場所 廣尾郡廣尾村字野塚共同墓地ニ假埋葬ス
- 二 取扱者 北海道廣尾郡廣尾村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛ヘ照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不詳 推定年齢 二十五六歳位ノ女

昭和十七年五月二十二日印刷
昭和十七年五月二十二日發行

- 一 相貌 身上四尺八寸位、肥滿丸顔丸鼻、色白頭髮束髮、妊娠
推定四ヶ月
- 一 着衣 人絹型付模様袷一枚、人絹模様羽織一枚、メリンス女
帶一筋(芯手織夏帯)ネル赤交リ格子肌着一枚
- 一 所持品 墓口一個、現金六圓五十二錢、白タオル手拭一本
白ハンカチ一枚
- 一 死亡年月日 昭和十七年三月二十五日午前一時頃
- 一 死亡ノ場所 福島縣西白河郡白河町字郭内東北本線白河驛北
方構内信號先
- 一 死亡ノ別 轢死(自企)
- 一 假埋葬年月日 日時昭和十七年三月二十六日午後二時
- 一 假埋葬場所 福島縣西白河郡白河町字南堀切共同墓地
- 一 取扱者 西白河郡白河町長
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不詳
- 一 昭和十七年二月二十一日 双葉郡苅野村大字藤橋字海土地内
ニ於テ 年齢三十歳位(但推定)ノ男子凍死セルヲ發見
- 一 身長 五尺三寸位中肉
- 一 所持品 無 着衣 襪襪二枚 コール天股引一枚
- 一 昭和十七年二月二十一日 双葉郡苅野村大字藤橋共同墓地ニ假
埋葬ス
- 一 取扱者 双葉郡苅野村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣
發行所 鳥取刑務支所
印刷所 鳥取刑務支所